

かずさ水道広域連合企業団建設工事等最低制限価格取扱要領

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、かずさ水道広域連合企業団が競争入札により建設工事、建設工事に係る製造の請負又は測量等の業務委託の契約を締結しようとする場合における最低制限価格の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等及び算定方法)

第2条 建設工事に係る入札において、設計金額が1,000万円以上5,000万円未満のときは、次に掲げる算定項目の額の合計額（その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額を最低制限価格として設けることができる。

- (1) 直接工事費等の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費等の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費等の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定項目の額は、次の表の左欄に掲げる算定項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる費目の額の合計額とする。

算定項目	費目
直接工事費等	直接工事費 直接製作費 機器費 設計技術費 処分費 等
共通仮設費等	共通仮設費 間接労務費 等
現場管理費等	現場管理費 工場管理費 据付間接費 技術者間接費 等
一般管理費等	一般管理費 等

3 第1項の場合において、同項の規定により算出した額が、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の92を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額（以下この項及び第6項において「上限額」という。）を超えるときは、同項の規定に関わらず、上限額を最低制限価格とするものとする。

4 第1項の場合において、同項の規定により算出した額が、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の75を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額（以下この項及び第6項において「下限額」という。）に満たないときは、同項の規定に関わらず、下限額を最低制限価格とするものとする。

- 5 建設工事に係る入札において、設計金額が1,000万円未満であっても、技術的特性等から特に必要があると認められる場合は、前4項の規定を準用して最低制限価格を設けることができる。
- 6 建設工事に係る製造の請負に係る入札において、設計金額が1,000万円以上5,000万円未満のときは、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の80を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額を最低制限価格として設けることができる。ただし、契約の履行に関し特に必要がないと認められる場合は、この限りではない。
- 7 測量等の業務委託に係る入札において、設計金額が1,000万円以上のときは、次の表の左欄に掲げる業務に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる費目の額に、右欄に掲げる倍率を乗じて得た額の合計額（その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額を最低制限価格として設けることができる。

業務	費目	倍率
測量業務	直接調査費	100分の100
	測量調査費	100分の100
	諸経費	100分の48
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	100分の100
	特別経費	100分の100
	技術料等経費	100分の60
	諸経費	100分の60
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	100分の100
	直接経費	100分の100
	その他原価	100分の90
	一般管理費等	100分の48
地質調査業務	直接調査費	100分の100
	間接調査費	100分の90
	解析等調査業務費	100分の80
	諸経費	100分の48
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	100分の100
	直接経費	100分の100
	その他原価	100分の90
	一般管理費等	100分の45

8 前項の場合において、同項の規定により算出した額が、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の81（測量業務にあつては100分の82、地質調査業務にあつては100分の85）を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額（以下この項において「上限額」という。）を超えるときは、同項の規定に関わらず、上限額を最低制限価格とするものとする。

9 第7項の場合において、同項の規定により算出した額が、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の60（地質調査業務にあつては100分の66.6）を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額（以下この項において「下限額」という。）に満たないときは、同項の規定に関わらず、下限額を最低制限価格とするものとする。

（予定価格を記載した書面への最低制限価格の記載）

第3条 最低制限価格は、予定価格を記載した書面に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100分を乗じて得た額を「入札書比較価格（消費税及び地方消費税抜きの最低制限価格） 〇〇円」と記載するものとする。

（入札者への周知）

第4条 経理課長は、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に次の各号に定める内容を記載しなければならない。

- （1） 最低制限価格が設定されていること。
- （2） 最低制限価格の範囲内で入札されたものを有効とすること。
- （3） その他必要と認める事項

（落札者の決定）

第5条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に、かずさ水道広域連合企業団建設工事等契約事務取扱要綱（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第19号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和6年5月1日改正）

この要領は、公布の日から施行する。